

# 香川県報



第 42 号

平成 18 年

5月30日(火曜日)

平成十八年五月三十日

香川県知事 真鍋 武 紀

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 規 則

●香川県会計規則の一部を改正する規則

（会 計 課）

一

### 告 示

●香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

（会 計 課）

四

### 公 告

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

（経営支援課）

五

土地改良事業の認可（二件）

（土地改良課）

五

土地改良区の定款の変更の認可（二件）

（ ” ” ）

六

土地改良区の役員の就任の届出

（ ” ” ）

六

土地改良区の役員の就任の届出

（ ” ” ）

七

土地改良区の清算人退任の届出

（ ” ” ）

七

土地改良区の役員の住所変更の届出

（ ” ” ）

七

一般競争入札の実施

（会 計 課）

九

### 人事委員会規則

●通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

（ ” ” ）

九

●高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

（ ” ” ）

九

## 規 則

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

### 香川県規則第六十号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号）の一部を次のように改正する。  
第三十四条の二第一項に次の二号を加える。

四 老人・障害者居室等整備資金の償還金

五 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金

第九十二条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 放置違反金に係る債権

第二百七条第二号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 放置違反金に係る仮納付金

別表第二警察本部会計課の出納員の項中「警察本部の所掌に係る物品の出納及び保管」

を「放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の収納」に改める。

警察本部の所掌に係る物品の出納及び保管

別表第三審査課の出納員の項中

みどり整備課 第二十九条第三号に掲げる収入のうち  
の収入取扱員 どり整備課の所掌に係るものの収納

ちみ

を

みどり整備課の 収入取扱員	第二十九条第三号に掲げる収入のうちみ
みどり保全課の 収入取扱員	第二十九条第三号に掲げる収入のうちみ
みどり整備課の 収入取扱員	第二十九条第三号に掲げる収入のうちみ
どり保全課の 収入取扱員	第二十九条第三号に掲げる収入のうちみ

に改め、

健康福祉総務課の所掌に係るもの」の下に「及び老人・障害者居室等整備資金の償還金」を加え、警察本部会計課の出納員の項を次のように改める。

警察本部会計課 の出納員	警察本部企画課の収 入取扱員	公安委員会及び警察本部長の行政文書公開 手数料等の収納
-----------------	-------------------	--------------------------------

警察本部交通指導課 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の  
収入取扱員 収納

第二十二号様式(その三)を次のように改める。



附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、第三十四条の二第二項に二号を加える改正規定中同項第四号に係る部分、別表第三審査課の出納員の項の改正規定及び第二十二号様式(その三)の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

香川県告示第四百四十八号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成十八年五月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱(昭和六十年香川県告示第三百二十八号の四)の一部を次のように改正する。

第六条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条中「歴史博物館及び東山魁夷せとうち美術館のミュージアムショップでの物品等の販売代金」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 歴史博物館及び東山魁夷せとうち美術館のミュージアムショップでの物品等の販売代金
- 二 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金

附 則

この要綱は、平成十八年六月一日から施行する。

香川県告示第四百四十九号

香川県証紙条例(昭和三十九年香川県条例第十一号)第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成十八年五月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 所在地

高松市郷東町一四二番地一

二 名称

財団法人 香川県交通安全協会

三 売りさばき場所

変更前 高松市西内町二二三〇 高松北警察署内

高松市郷東町五八七 一三八 香川県警察運転免許センター内

高松市郷東町五八七 一 香川県自動車学校内

東かがわ市三本松一七三三 二 香川県警察本部運転免許課東讃センター内

三豊市高瀬町下勝間二五一六 四 高瀬警察署内

小豆郡土庄町湊崎甲二二八九 二 土庄交番内

変更後 高松市西内町二二三〇 高松北警察署内

高松市郷東町五八七 一三八 香川県警察運転免許センター内

高松市郷東町五八七 一 香川県自動車学校内

観音寺市昭和町二丁目一 五五 観音寺警察署内

東かがわ市三本松一七三三 二 香川県警察本部運転免許課東讃センター内

三豊市高瀬町下勝間二五一六 四 高瀬警察署内

小豆郡土庄町湊崎甲二二八九 二 土庄交番内

公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

有限会社エステートA S J 高松市十川西町六七二番地二

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

㈱PANTS+ A 本社十三号 高松市十川西町字露尾六七一番四ほか

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前 ㈱PANTS+ A 本社十三号

変更後 ㈱PANTS+ A 本社十三号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

青山商事株式会社

変更前 代表取締役社長 宮前省三

変更後 代表取締役社長 青山理

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

大規模小売店舗において新たに小売業を行う者

株式会社青五 広島県福山市王子町二丁目一四番三八号

4 変更年月日

3の(一)の事項及び3の(三)の事項 平成十八年四月二十一日

3の(二)の事項 平成十七年六月二十九日

5 変更する理由

3の(一)の事項及び3の(三)の事項 当該大規模小売店舗において新たに小売業を行う

者の入店があり、併せて店舗の名称を変更したため

め

3の(二)の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

二 届出年月日

平成十八年五月十九日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年五月三十日(火曜日)から同年十月二日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年十月二日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、白鳥町土地改良区が土地改良事業(非補助土地改良事業五名地区)を行うことについて平成十八年五月十五日認可した。

平成十八年五月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市鬼無町土地改良区が土地改良事業(団体営ため池等整備事業汁クミ下池地区)を行うことについて平成十八年五月十七日認可した。

平成十八年五月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、おせど山地区共同施行が土地改良事業（非補助農地再編整備事業（区画整理事業）おせど山地区）計画を変更することについて平成十八年五月十七日認可した。

平成十八年五月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、香川郡香川町浅野土地改良区の定款の変更を平成十八年四月二十六日認可した。

平成十八年五月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、木田郡牟礼町土地改良区の定款の変更を平成十八年四月二十六日認可した。

平成十八年五月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、丸亀市土器町土地改良区から役員（退任及び就任について次のとおり届出があった）

平成十八年五月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	富家 優	丸亀市土器町西二丁目六四一番地	平成一八、四、二七
"	高畑 美嗣	" 西二丁目三九三番地	"
"	田羅間邦太	" 東四丁目七二四番地	"
"	宮本 久男	" 東五丁目六〇九番地	"

役員の種類	氏 名	住 所	就任年月日
理事	林 幸雄	丸亀市土器町西五丁目五一九番地	平成一八、四、二八
"	白井 廣見	" 西八丁目三九〇番地	"
"	富家 優	" 西二丁目六四一番地	"
"	高畑 美嗣	" 西二丁目三九三番地	"
"	安藤 俊春	" 東二丁目二七四番地	"
"	田羅間邦太	" 東四丁目七二四番地	"
"	磯野 富男	" 東五丁目四四五番地	"
"	稲尾 章	" 東六丁目三六四番地	"
"	大前 讓	" 東七丁目二四九番地	"
"	春瀬 満彦	" 東七丁目二一九番地	"
"	仁尾谷晋一郎	" 東六丁目二二一番地	"
"	小林 利一	" 東六丁目四九番地	"

役員の種類	氏 名	住 所	就任年月日
二 就任した役員	砂古 實	東四丁目五八一番地	"
"	小林 良雄	西四丁目六〇番地	"
"	大西 光男	西二丁目四五〇番地	"
"	高木 照夫	西六丁目二〇九番地	"
監事	横山 良徳	東七丁目八二八番地	"
"	小林 利一	東六丁目四九番地	"
"	春瀬 満彦	東七丁目二一九番地	"
"	大前 讓	東七丁目二四九番地	"
"	塩田 静男	東二丁目三一七番地	"
"	香川 光義	西八丁目三七三番地	"
"	林 幸雄	西五丁目五一九番地	"
"	仁尾谷晋一郎	東六丁目二二一番地	"
"	稲尾 章	東六丁目三六四番地	"



(平成七年条約第二十二号)の適用を受けるものである。

平成十八年五月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

- 1 借入件名及び数量 財務会計システム用メインフレーム 一式
- 2 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成十九年一月一日から平成二十二年六月三十日まで
- 4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。  
なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十八年七月十四日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。
- 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 本公告に示した調達物品を指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。
- 5 本公告に示した調達物品に係る迅速な保守サービスの体制が整備されていることを

証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び5並びに仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十八年七月十四日午後三時までに四の1の場所に提出し、当該書類に開し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。  
なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号  
香川県出納局会計課 財務システムグループ  
電話番号 〇八七 八三一 三六三五
- 2 入札説明会の日時及び場所  
平成十八年六月十二日午後二時 香川県庁本館十二階第五会議室
- 3 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否  
可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。(郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成十八年七月二十七日午後五時までとする。)
- 4 入札及び開札の日時及び場所  
平成十八年七月二十八日午後二時 香川県庁北館三階会計課入札室
- 5 その他
  - 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - 2 入札保証金及び契約保証金 規則第一百五十二条各号に該当する場合は免除
  - 3 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行

しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書による。

六 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be leased : Mainframe Computer for Financial Accounting System, 1 set
- 2 Time-limit for tender : 2:00 p.m., July 28, 2006 (By mail, tenders must be submitted by 5:00p.m., July 27, 2006)
- 3 Contact point for the notice : Financial Systems group, Accounting Division, Revenue and Expenditure Bureau, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL 087-832-3635

### 人事委員会規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月三十日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第二十一号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年香川県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「別表に定める程度の身体障害」を「第二十九条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月三十日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第二十二号

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

高速艇に係る通勤手当に関する規則（昭和五十三年香川県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「高松港と坂手港との間」を削る。

第七条第三項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条関係)

高 速 艇 利 用 実 績 票

殿

高速艇に係る通勤手当に関する規則第4条の規定に基づき提出します。

年 月 日受理

年 月 分	所 属	有 無			職 氏 名	有 無			⑨
		高 速 艇 の 利 用	の 有	無		高 速 艇 の 利 用	の 有	無	
		(利用した場合に印を付すこと。)					(利用した場合に印を付すこと。)		
日	出 勤 時		備 考	退 勤 時		備 考	出 勤 時		備 考
	高松港・土庄港間 の高速艇	20時以後発着		高松港・土庄港間 の高速艇	20時以後発着		高松港・土庄港間 の高速艇	20時以後発着	
1	A	B	C	A	B	C	A	B	C
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									

  

高速艇回数券の領収書等		高速艇用定期券の利用期間	
		日から	日まで(出勤時・通勤時)
利 用 回 数	出勤時	A	回
		B	回
		C	回
退 勤 時	A	回	
	B	回	
	C	回	
通勤手当の月額		円	
上記のとおり決定する。			
決裁			

- 【記入上の注意】
- 「20時前発着」とは発着時刻が20時前である高速艇をいい、「20時以後発着」とは発着時刻が20時以後である高速艇をいう。
  - 月の途中で高速艇利用届を提出した場合はその日から、月の途中で高速艇の利用を廃止した場合はその日の前日までの日について 印を付すこと。
  - 高速艇用回数券で乗船した場合は、「備考」欄に「回」と記入すること。
  - 高速艇用定期券により高速艇を利用する場合は、「備考」欄には、記入しないこと。
  - 「高速艇用定期券の利用期間」欄には、この月における高速艇用定期券の通用期間を記入し、当該定期券を出勤時に利用する場合には「出勤時」を、当該定期券を通勤時に利用する場合には「通勤時」を で囲むこと。
  - 「高速艇用回数券の領収書等」欄には、高速艇用回数券の領収書等をはり付けること。
  - 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。
  - 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第二号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

平成十八年五月三十日印刷発行

印刷発行所

香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています